

平成 25 年 3 月 29 日
条例第 69 号

大阪市区政推進基金条例

(設置)

第 1 条 各区のめざす将来像の実現に向けた施策その他区のまちづくりに係る施策の推進を図る資金に充てるため、大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金に属する財産)

第 2 条 基金に属する財産は、寄附金、寄附財産の処分に係る収入その他一般会計からの繰入金をもって充てる。

(有価証券による運用)

第 3 条 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(施行の細目)

第 5 条 基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(大阪市民活動推進基金条例の廃止)

2 大阪市民活動推進基金条例（平成 19 年大阪市条例第 27 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前項の規定による廃止前の大阪市民活動推進基金条例に基づく大阪市民活動推進基金に属する財産は、施行日に基金に繰り入れるものとする。